

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

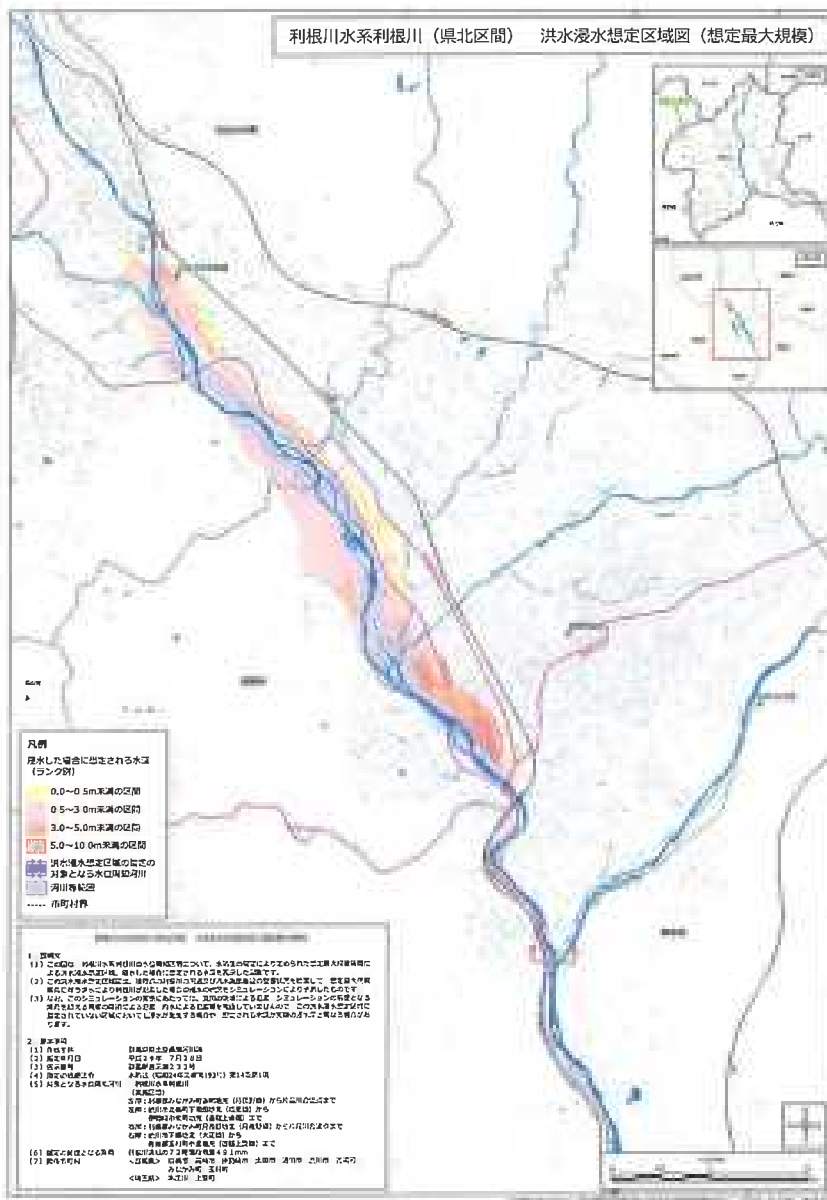
(1) 地域の災害リスク

(洪水：沼田市地域防災計画、沼田市防災マップ)

沼田市を貫流する河川は、新潟県境に源を発する利根川本流が、武尊山に源を発する薄根川および片品川と合流して綾戸を経て南に流れている。これらの河川は、山間丘陵地であるためほとんどが急流河川であり、出水に際しては各河川の沿岸で被害を受けることがある。

沼田市の防災マップによると、沼田市東部商工会が立地する利根町・白沢町地域において、概ね全域において浸水被害は想定されていないが、沼田商工会議所が立地する市街地の利根川添いの地域では1m以上の浸水が想定されている。

水防法の指定河川である利根川については、洪水で氾濫した場合の浸水想定区域図が公表されており、これらの浸水想定区域を統合すると、上川田町、薄根町、戸鹿野町、屋形原町が浸水区域に含まれる。



■利根川水系利根川（県北区間）浸水想定区域図

■ 3-4 警戒ため池一覧表

別添資料 1

(出展：沼田市地域防災計画資料編)

■ ため池ハザードマップ (生枝地区、薄根地区)

別添資料 2

(土砂災害：沼田市地域防災計画、沼田市防災マップ)

沼田市の防災マップによると、沼田台地に位置する沼田市街地の周辺地域や山間の利根町地区一帯は、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域などの指定箇所が多くあり、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっており、人家や公共施設等に被害を及ぼす恐れがある箇所が点在している。

■ 3-2 地すべり危険箇所一覧表

別添資料 3

■ 3-5 急傾斜地崩壊危険区域一覧表

//

■ 3-6 急傾斜地崩壊危険箇所 I 一覧表

//

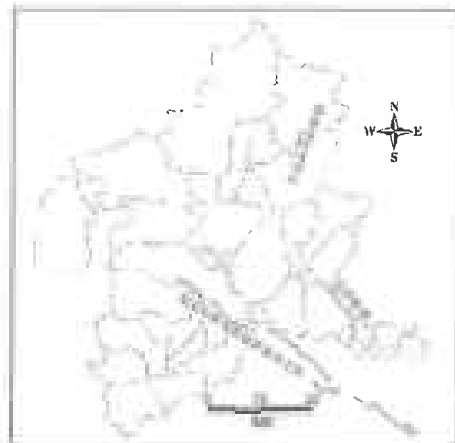
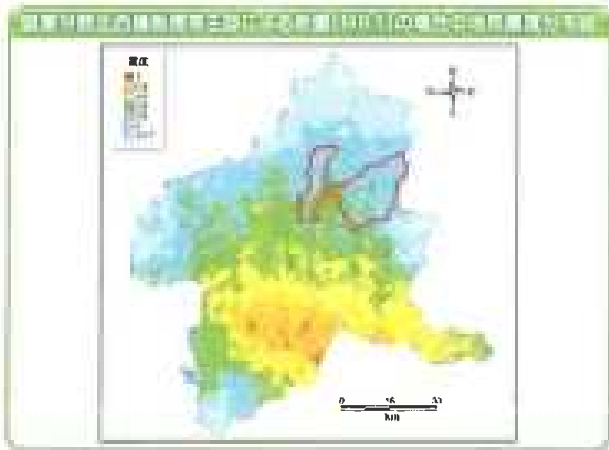
■ 3-8 土石流危険渓流一覧表

//

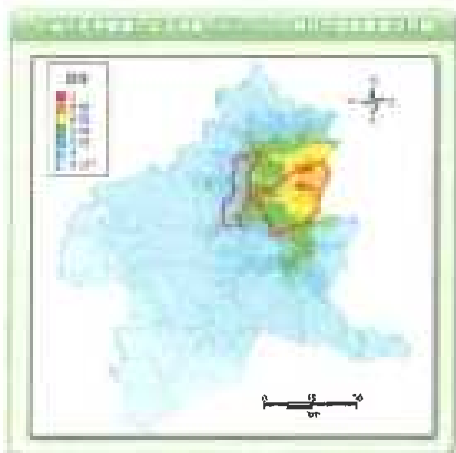
(出展：沼田市地域防災計画資料編)

(地震：沼田市地域防災計画、J-SHIS)

想定する地震は、群馬県が平成24年6月に公表した「群馬県地震被害想定調査」に基づく「関東平野北西縁断層帯主部」「太田断層」「片品川左岸断層」による地震とし、沼田市に最も影響の大きい地震(片品川左岸断層による地震)では、利根町において、震度6弱から震度7が想定されている。また、沼田市の被害予測結果では建物損壊や上下水道の破損など市民生活に重大な影響が及ぶライフライン断絶による経済活動への影響や人的被害も予測されている。



■ 想定断層の位置図



■ 沼田市に最も影響の大きい地震
(片品川左岸断層による地震)

最も影響があるとされる片品川左岸断層による地震でも今後30年以内、50年以内の地震発生確率は、それぞれほぼ0.45%~0.75%と地震災害の可能性は低いが、発生した場合、人的物損被害はもちろんのこと、ライフライン被害も甚大であるため、多くの事業所が被害を受けると想定される。

(その他)

沼田市は、四方が山に囲まれた地勢のため、寒候期に北西の季節風による降雪が多く、気象災害の面における大災害は、台風、梅雨前線による風水災害があり、農業での気象災害も多い。また、市街地を除きそのほとんどが中山間地域であり、土砂災害危険区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域など市全域に危険箇所が多く点在している。地震や豪雨により土砂災害が発生すれば、国道、県道、市道への被害が想定されるだけでなく、ライフライン被害による経済活動への影響や、人的被害も想定されている。

沼田市では、過去に大きな被害を受けた地震は少ないものの、平成16年の新潟県中越地震で震度5弱、平成23年の東北地方太平洋沖地震で震度5強を記録している。風水害においては、台風による被害が主なものであり、過去においては、土砂災害や倒木被害、農業施設崩壊等の被害が多く出ている。また、これまでは風水害が主なものであったが、平成26年2月に観測史上最高となる降雪による80cmの積雪量を記録し、人的被害では死者1名、重傷者1名、軽傷者3名、農業用施設被害で全壊1,196棟、半壊296棟その他住宅等の被害も多数出ている。



■平成26年2月降雪による被害

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、沼田市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

○沼田市東部商工会管内

- ・商工業者等数 409人
- ・小規模事業者数 348人

○沼田商工会議所管内

- ・商工業者等数 2,015人
- ・小規模事業者数 1,636人

資料：平成30年度県通知平成28年経済センサス活動調査の調査票情報独自集計

【沼田市の主な業種別事業所数】

業種（産業分類）	平成26年	平成28年	増減
卸売業・小売業	745	709	△36
宿泊業・飲食サービス業	385	379	△6
建設業	375	355	△20
生活関連サービス業・娯楽業	280	269	△11
製造業	216	209	△7
医療・福祉	177	184	7
サービス業（他に分類されないもの）	164	167	3
不動産業・物品賃貸業	85	82	△3
その他の業種	279	290	11
総数	2,706	2,644	△62

資料：沼田市HP掲載平成26年経済センサス基礎調査、平成28年経済センサス活動調査

(3) これまでの取組

1) 沼田市の取組

- ・沼田市地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・沼田市防砂マップ(ハザードマップ)による啓発活動
- ・災害時避難所の開設
- ・「ホッとメールぬまた」の配信
※防犯・防災・火災・気象・市政の地域情報を随時メールにて配信。
- ・防災行政無線・防災ラジオによる災害情報等の放送
- ・沼田市新型コロナウイルス感染症対策本部の設置
- ・withコロナinNUMATAプロジェクトビジョンの策定
- ・沼田市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 沼田市東部商工会、沼田商工会議所の取組

○沼田市東部商工会の取組

- ・「事業継続計画」の策定、会員被災情報の収集、国、県、市への情報提供
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・会員向け保険制度について、損保会社と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、防護服等）を備蓄（別途、沼田市における備蓄物品も有）
- ・沼田市が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・圏域商工会との「災害時等における商工会相互支援に関する協定」の締結

○沼田商工会議所の取組

- ・「事業継続計画」の策定、会員被災情報の収集
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・東京海上日動火災保険株式会社と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄（別途、沼田市における備蓄物品も有）
- ・沼田市が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

現状では、緊急時の取組について沼田市東部商工会、沼田商工会議所ともそれぞれの「事業継続計画」（BCP）への漠然的な記載にとどまり、災害時において管内事業所への具体的な対応策や情報の収集、支援についての明確な取り決めはなく、災害時に群馬県や沼田市の調査に対して個々に対応するのみで、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった職員や、保険・共済に対する助言を行える経営指導員が不足しているといった課題がある。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・管内小規模事業者等に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、BCP策定支援を実施するとともに、事前対策の必要性を周知する。
- ・巡回や窓口指導時に、自然災害等のリスクや感染症等リスクに対応した共済・保険制度の情報提供を行い、必要に応じて、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会等を実施する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、沼田市東部商工会、沼田商工会議所と沼田市との間における被害情報報告ルートを構築する。

- 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- 金融機関や損保会社との連携を強化し、災害発生後の速やかな復興支援を講じる。

※ その他

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

・沼田市東部商工会、沼田商工会議所と沼田市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

- ・沼田市東部商工会及び沼田商工会議所では、多発する自然災害や事故・病気、感染症など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。
- ・「沼田市地域防災計画」や「沼田市新型インフルエンザ等対策行動計画」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・経営指導員等による巡回経営指導時に、沼田市防災マップ（ハザードマップ）等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、災害補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会議所会報「商工ぬまた」や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、沼田市地域防災計画の紹介、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行うことにより、災害リスクについての意識向上を図る。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 沼田市東部商工会、沼田商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・沼田市東部商工会は、平成29年、「事業継続計画」を策定（別添）。
- ・沼田商工会議所は、平成30年、「事業継続計画」を策定（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・ぐんま共済協同組合や東京海上日動火災保険株式会社等にリスクファイナンスに関する専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・会員事業者にBCPの必要性を周知するため、沼田市、沼田市東部商工会、沼田商工会議所のホームページや広報ぬまた、会報紙等を活用した普及啓発、関係団体への

ポスター掲示(告知)を行う。

- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認をアンケート調査等により確認し、策定困難な事業者に対しては、経営指導員がアドバイスするとともに必要な策定支援を講ずる。
- ・（仮称）沼田市事業継続力強化支援協議会（構成員：沼田市東部商工会、沼田商工会議所、沼田市等）を開催し、状況確認や情報共有、改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（東日本大震災等と同規模の地震）が発生したと仮定し、沼田市と沼田市東部商工会、沼田商工会議所の連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、沼田市東部商工会、沼田商工会議所、沼田市の職員の安否確認を行うことが第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後すみやかに職員の安否報告を行う。
（メールやラインを利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を沼田市東部商工会、沼田商工会議所、沼田市で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調管理を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、沼田市における感染症対策本部設置に基づき沼田市東部商工会、沼田商工会議所による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・沼田市東部商工会、沼田商工会議所と沼田市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
職員自身の目視で被害が見込まれる地域の被災状況を把握、命の危険を感じる状況の場合は、現地確認や屋外での調査をせず、職員自身がまず安全確保をし、安全確認後に調査を実施する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、速やかに沼田市東部商工会、沼田商工会議所、沼田市と情報共有する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・市内に震度5弱以上の地震が発生、または震度にかかわらず、市内に地震による大規模な災害が発生したとき。・市内に風水害、雪害による大規模な災害が発生したとき。または、災害が発生する恐れがあるとき。・地区内の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
-----------	--

	<ul style="list-style-type: none"> 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> 地区内の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 地区内一部の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、軽微な被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> 目立った被害の情報がない。

※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- 本計画により、沼田市東部商工会、沼田商工会議所と沼田市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災直後～	速やかに情報を共有する
発災後～1週間	1日に1回以上共有する
2週間～4週間	適宜情報共有する
1ヶ月以降	適宜情報共有する。

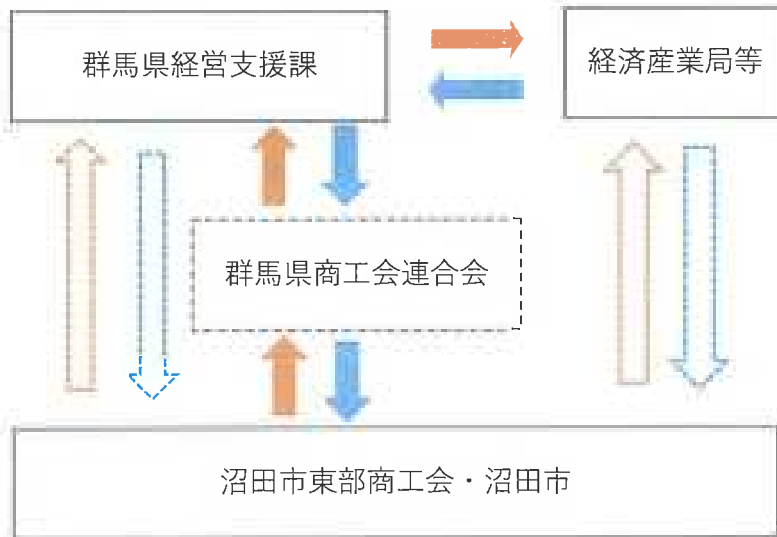
- 沼田市の新型コロナウイルス感染症対策本部での決定事項及び「withコロナ in NUMATA プロジェクトビジョン」、沼田市新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

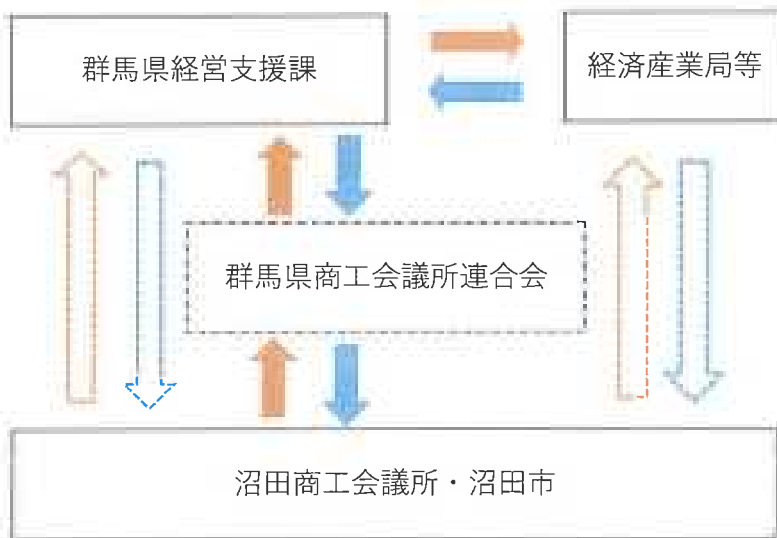
- 自然災害等発生時に、地区内の商工業者等の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- 二次被害を防止するため、沼田市の指示に従って被災地域での経営支援活動を行うことについて事前に決めておく。
- 沼田市東部商工会、沼田商工会議所と沼田市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- 沼田市東部商工会、沼田商工会議所と沼田市と情報を共有した上で、商工会、会議所が、商工会連合会、商工会議所連合会へ報告し、各連合会が群馬県へ報告する。
- 感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、沼田市東部商工会、沼田商工会議所と沼田市と情報を共有した上で、商工会、会議所（もしくは沼田市）が、群馬県の指定する方法にて群馬県（もしくは、商工会連合会、商工会議所連合会へ報告し、各連合会が群馬県）へ報告する。

※沼田市東部商工会、沼田商工会議所が沼田市と情報共有の上で作成する報告書は別紙（実態調査票）参照。

(沼田市東部商工会連絡ルート)



(沼田商工会議所連絡ルート)



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- 相談窓口の開設については、沼田市と協議の上、沼田市東部商工会、沼田商工会議所それぞれの建物内に開設する。(国や県の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- 管内小規模事業者の被害状況の詳細を、職員の巡回、電話確認、SNS等の利用のほか、役員、会員等の情報により確認する。
- 応急時に有効な被災事業者支援施策(国、群馬県、沼田市等の施策)、災害貸付等について、管内小規模事業者等へ周知する。
- 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

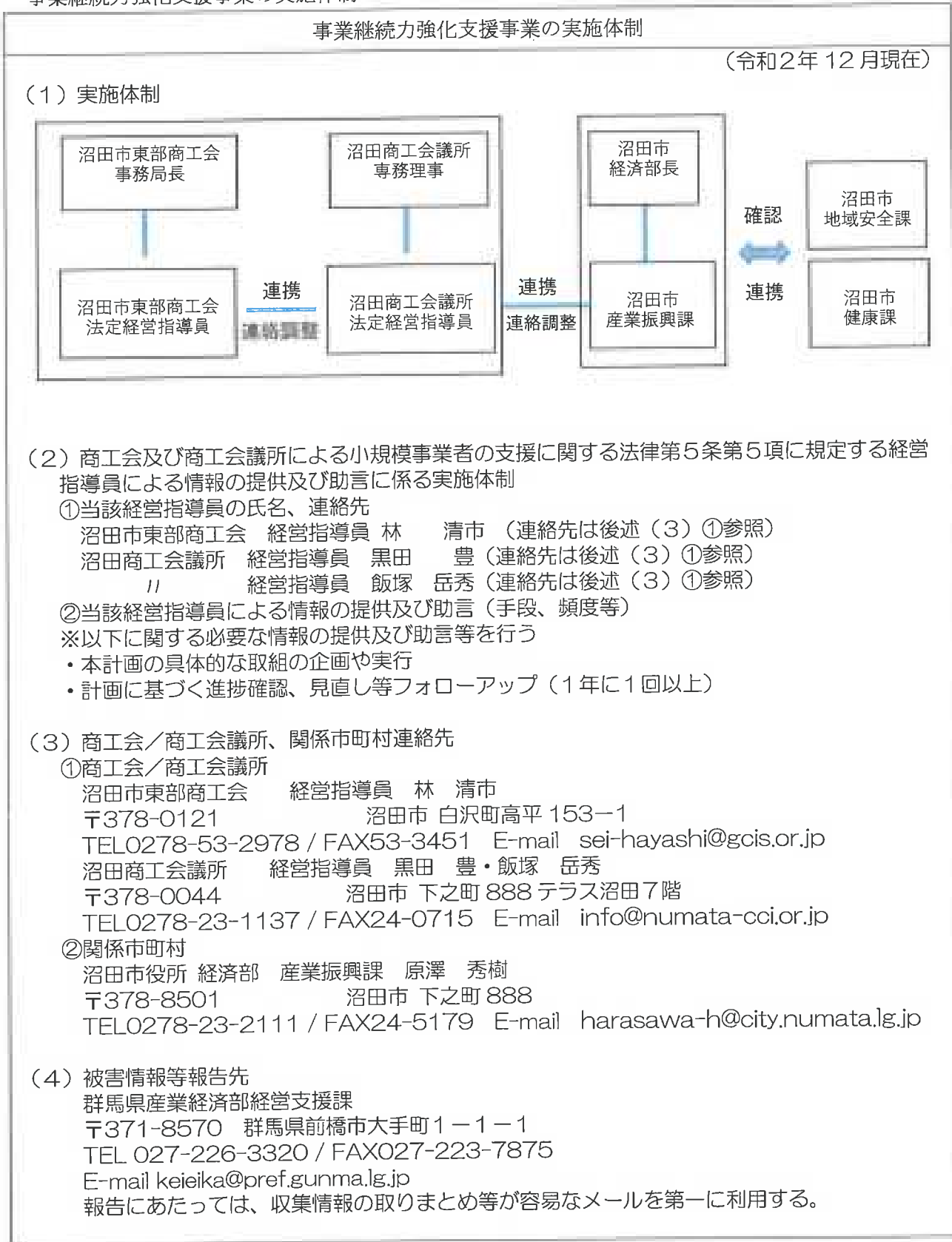
- 国や群馬県、沼田市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 被災事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要な「罹災証明書」について周知し、取得を促す。
- 被害規模が大きく、沼田市東部商工会、沼田商工会議所、沼田市の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を沼田市を通じ群馬県等に相談する。

※その他

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



※その他

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ 協議会運営費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	150	150	150	150	150
・ パンフ、チラシ作製費	50	50	50	50	50
・ 防災、感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、沼田市補助金、群馬県補助金、国補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
1、ぐんま共済協同組合 住 所：〒371-0841 群馬県前橋市石倉町4-9-10 代表者：理事長 田部井 俊 勝 T E L：027-254-2755
2、東京海上日動火災保険株式会社 住 所：〒371-0023 群馬県前橋市本町2-13-11前橋センタービル7F 代表者：取締役社長 広 瀬 伸 一 T E L：027-235-7714
連携して実施する事業の内容
①小規模事業者等に対する災害リスクの周知 ②小規模事業者等の事業継続計画の必要性の周知と策定支援及びフォローアップ
連携して事業を実施する者の役割
1、ぐんま共済協同組合 前橋支店 住所：〒371-0841 群馬県前橋市石倉町4-9-10 代表者：支店長 田 村 考 也 TEL：027-254-2755
2、東京海上日動火災保険株式会社 群馬支店 住 所：〒371-0023 群馬県前橋市本町2-13-11前橋センタービル 代表者：支店長 拓殖 信一郎 T E L：027-235-7714
①小規模事業者等に対する災害リスクの周知 ②事業継続計画等の策定支援、フォローアップ ③事業継続計画策定セミナー並びに個別相談の実施 ④災害時に活用できる商品の説明、案内
多くの情報、商品を持つ同社と連携することで、管内小規模事業者等の事業継続計画策定の必要性のより深い認識と実効性を高めてゆくことが可能となる。

連携体制図等

小規模事業者等

支援

情報提供

沼田市商工業振興会議

沼田市東部商工会・沼田商工会議所・沼田市

協力 連携

協力 連携

ぐんま共済協同組合前橋支店・東京海上日動火災保険株式会社前橋支社

〇月〇日〇〇:〇〇時点

実態調査票 () ※ () 内には、〇年台風〇号等の災害名を記載

団体名	
担当者	
電話番号	
メールアドレス	

事業所名	住所	業種	従業員数	営業(営業) 停止(有・無・復旧)	必要が図、 おおよそで可	土地 (雑種土砂排除 費、撤去費) (単位:万円)	建物 (単位:万円)	機械設備	車両 (単位:万円)	品、原材料、 等	被害状況 ※被害状況がつかめる内容 ※繰り上げした場合は、おおよその期間(周辺のみで も可)を記載
例 (有) 〇〇株式会社△△支店	〇〇町△△	製造業	5	有	¥25,000,000	¥0	¥5,000,000	¥10,000,000	¥10,000,000	¥0	・ 建屋損壊に伴い加工設備(2台)が 破損 ・ 1週間程度休業停止
例 (例) 有限会社〇〇	〇〇町△△	卸売業、小売業	5	無	¥1,500,000	¥0	¥0	¥0	¥0	¥1,500,000	店舗の床上浸水に伴い商品が破損
例 (例) △△旅館	〇〇町△△	旅館業、観光サービス業		有	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	産物の直接的な被害はないが、床道の 寸断により、半年程度は営業再開でき ない状態(損失は、約2,000万円)
					¥0						
					¥0						
					¥0						
					¥0						
					¥0						
					¥0						

別紙：実態調査票